

西ノ谷地区地域計画策定のための「地域での話し合い」について

寒冷の候、皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の農業振興に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、農家の高齢化や後継者不足により農地の荒廃化が進み、農業そのものの存続が危ぶまれる地域が全国的に増えつつあります。

こうした中、令和5年4月、農業経営基盤強化促進法が改正され、「将来の地域農業のあり方」や「10年後の耕作者」をまとめた「地域計画」を、農業者と関係機関による“地域での話し合い”に基づき策定することが法定化されました。

「地域計画」策定後は、原則、この計画に即した形で農地の貸借を行っていただくことになります。

つきましては、この度、下記のとおり“話し合い”を実施することとしましたので、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、地域の話し合いにご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和5年12月20日（水）午後3時00分
- 2 場 所 中河内西ノ谷公民館（三豊市山本町河内 3421-4）
- 3 地区名 三豊市山本町河内西ノ谷地区（モデル地区の一部）
- 3 議 題 (1)地域計画について
(2)将来の農地利用について
- 4 参集範囲 地区の農業者（地権者及び耕作者）、農業委員会、（公財）香川県農地機構、市農林水産課、市土地改良課、
香川県西讃農業改良普及センター

以 上

○問い合わせ

三豊市農政部農林水産課（真鍋・平川）

電話：0875-73-3040

香川県西讃農業改良普及センター（西田・宮崎）

電話：0875-62-3075